

8/21 #3

小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例の一部改正新旧対照表(第1条関係)(案)

<該当条項抜粋>

新					旧				
(利用者負担額の決定等)					(利用者負担額の決定等)				
第3条 (略)					第3条 (略)				
2 市長は、利用者負担額を決定したとき、又は変更したときは、当該利用者負担額に係る <u>教育・保育給付認定保護者</u> 及び当該 <u>教育・保育給付認定保護者</u> が利用する特定教育・保育施設に通知するものとする。					2 市長は、利用者負担額を決定したとき、又は変更したときは、当該利用者負担額に係る <u>支給認定保護者</u> 及び当該 <u>支給認定保護者</u> が利用する特定教育・保育施設に通知するものとする。				
3 小平市立保育園条例(昭和38年条例第10号)に規定する保育園において保育を受けた <u>教育・保育給付認定子ども</u> に係る <u>教育・保育給付認定保護者</u> は、利用者負担額(当該 <u>教育・保育給付認定保護者</u> が他の市町村の区域内に住所を有する場合は、当該市町村が定める額)を指定された期限までに納入しなければならない。					3 小平市立保育園条例(昭和38年条例第10号)に規定する保育園において保育を受けた <u>支給認定子ども</u> に係る <u>支給認定保護者</u> は、利用者負担額(当該 <u>支給認定保護者</u> が他の市町村の区域内に住所を有する場合は、当該市町村が定める額)を指定された期限までに納入しなければならない。				
<u>別表(第3条関係)</u>					<u>別表(第3条関係)</u>				
<u>小平市立保育園等利用者負担額表</u>					<u>小平市立保育園等利用者負担額表</u>				
<u>(単位：円)</u>					<u>(単位：円)</u>				
階層区分	利用者負担額				階層区分	利用者負担額			
	3歳未満児		3歳以上児			3歳未満児		3歳以上児	
	保育標準時	保育短時間	保育標準時	保育短時間		保育標準時	保育短時間	保育標準時	保育短時間
	間		間			間		間	

1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である世帯	0	0	0	0
	当該年度の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び支給認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である世帯	0	0	0	0
	当該年度の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0

	帯				
3	当該年度の市町村	6,200	6,000	0	0
	民税が均等割の額	(3,100)	(3,000)		
	のみの世帯	((0))	((0))		
4	当 35,000円未満	7,700	7,500	0	0
	該	(3,900)	(3,700)		
	年	((0))	((0))		
5	度 35,000円以上	8,400	8,200	0	0
	の 48,600円未満	(4,200)	(4,100)		
	市	((0))	((0))		
6	町 48,600円以上	9,900	9,700	0	0
	村 60,000円未満	(5,000)	(4,800)		
	民	((0))	((0))		
7	税 60,000円以上	11,800	11,500	0	0
	の 70,000円未満	(5,900)	(5,700)		
	所	((0))	((0))		
8	得 70,000円以上	15,400	15,100	0	0
	割 89,000円未満	(7,700)	(7,500)		
	の	((0))	((0))		
9	額 89,000円以上	16,600	16,300	0	0
	が 97,000円未満	(8,300)	(8,100)		
	右	((0))	((0))		

3	当該年度の市町村	6,200	6,000	4,200	4,100
	民税が均等割の額	(3,100)	(3,000)	(2,100)	(2,000)
	のみの世帯	((0))	((0))	((0))	((0))
4	当 35,000円未満	7,700	7,500	5,700	5,600
	該	(3,900)	(3,700)	(2,900)	(2,800)
	年	((0))	((0))	((0))	((0))
5	度 35,000円以上	8,400	8,200	5,700	5,600
	の 48,600円未満	(4,200)	(4,100)	(2,900)	(2,800)
	市	((0))	((0))	((0))	((0))
6	町 48,600円以上	9,900	9,700	6,400	6,200
	村 60,000円未満	(5,000)	(4,800)	(3,200)	(3,100)
	民	((0))	((0))	((0))	((0))
7	税 60,000円以上	11,800	11,500	9,900	9,700
	の 70,000円未満	(5,900)	(5,700)	(5,000)	(4,800)
	所	((0))	((0))	((0))	((0))
8	得 70,000円以上	15,400	15,100	14,100	13,800
	割 89,000円未満	(7,700)	(7,500)	(7,100)	(6,900)
	の	((0))	((0))	((0))	((0))
9	額 89,000円以上	16,600	16,300	15,000	14,700
	が 97,000円未満	(8,300)	(8,100)	(7,500)	(7,300)
	右	((0))	((0))	((0))	((0))
	の 97,000円以上	17,200	16,900	15,800	15,500

<u>10</u>	<u>区</u>	<u>97,000円以上</u>	<u>17,200</u>	<u>16,900</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>107,000円未満</u>	<u>(8,600)</u>	<u>(8,400)</u>		
<u>11</u>	<u>に</u>	<u>107,000円以上</u>	<u>18,800</u>	<u>18,400</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>119,000円未満</u>	<u>(9,400)</u>	<u>(9,200)</u>		
<u>12</u>	<u>該</u>	<u>119,000円以上</u>	<u>20,000</u>	<u>19,600</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>131,000円未満</u>	<u>(10,000)</u>	<u>(9,800)</u>		
<u>13</u>	<u>す</u>	<u>131,000円以上</u>	<u>21,400</u>	<u>21,000</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>143,000円未満</u>	<u>(10,700)</u>	<u>(10,500)</u>		
<u>14</u>	<u>る</u>	<u>143,000円以上</u>	<u>23,000</u>	<u>22,600</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>157,000円未満</u>	<u>(11,500)</u>	<u>(11,300)</u>		
<u>15</u>	<u>世</u>	<u>157,000円以上</u>	<u>25,000</u>	<u>24,500</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>163,000円未満</u>	<u>(12,500)</u>	<u>(12,200)</u>		
<u>16</u>	<u>帯</u>	<u>163,000円以上</u>	<u>28,400</u>	<u>27,900</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>169,000円未満</u>	<u>(14,200)</u>	<u>(13,900)</u>		
		<u>169,000円以上</u>	<u>30,000</u>	<u>29,400</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

<u>10</u>	<u>区</u>	<u>107,000円未満</u>	<u>(8,600)</u>	<u>(8,400)</u>	<u>(7,900)</u>	<u>(7,700)</u>
	<u>分</u>		<u>((0))</u>	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>
<u>11</u>	<u>に</u>	<u>107,000円以上</u>	<u>18,800</u>	<u>18,400</u>	<u>16,600</u>	<u>16,300</u>
		<u>119,000円未満</u>	<u>(9,400)</u>	<u>(9,200)</u>	<u>(8,300)</u>	<u>(8,100)</u>
<u>12</u>	<u>該</u>	<u>119,000円以上</u>	<u>20,000</u>	<u>19,600</u>	<u>17,100</u>	<u>16,800</u>
		<u>131,000円未満</u>	<u>(10,000)</u>	<u>(9,800)</u>	<u>(8,600)</u>	<u>(8,400)</u>
<u>13</u>	<u>す</u>	<u>131,000円以上</u>	<u>21,400</u>	<u>21,000</u>	<u>18,600</u>	<u>18,200</u>
		<u>143,000円未満</u>	<u>(10,700)</u>	<u>(10,500)</u>	<u>(9,300)</u>	<u>(9,100)</u>
<u>14</u>	<u>る</u>	<u>143,000円以上</u>	<u>23,000</u>	<u>22,600</u>	<u>19,000</u>	<u>18,600</u>
		<u>157,000円未満</u>	<u>(11,500)</u>	<u>(11,300)</u>	<u>(9,500)</u>	<u>(9,300)</u>
<u>15</u>	<u>世</u>	<u>157,000円以上</u>	<u>25,000</u>	<u>24,500</u>	<u>19,500</u>	<u>19,100</u>
		<u>163,000円未満</u>	<u>(12,500)</u>	<u>(12,200)</u>	<u>(9,800)</u>	<u>(9,500)</u>
<u>16</u>	<u>帯</u>	<u>163,000円以上</u>	<u>28,400</u>	<u>27,900</u>	<u>20,000</u>	<u>19,600</u>
		<u>169,000円未満</u>	<u>(14,200)</u>	<u>(13,900)</u>	<u>(10,000)</u>	<u>(9,800)</u>
<u>17</u>		<u>169,000円以上</u>	<u>30,000</u>	<u>29,400</u>	<u>20,800</u>	<u>20,400</u>
		<u>180,000円未満</u>	<u>(15,000)</u>	<u>(14,700)</u>	<u>(10,400)</u>	<u>(10,200)</u>

17	上 180,000 円	(15,000)	(14,700)		
	未満	((0))	((0))		
18	180,000 円 以	33,000	32,400	0	0
	上 196,000 円	(16,500)	(16,200)		
19	196,000 円 以	35,600	34,900	0	0
	上 215,000 円	(17,800)	(17,400)		
20	215,000 円 以	39,000	38,300	0	0
	上 250,000 円	(19,500)	(19,100)		
21	250,000 円 以	45,000	44,200	0	0
	上 301,000 円	(22,500)	(22,100)		
22	301,000 円 以	49,000	48,100	0	0
	上 397,000 円	(24,500)	(24,000)		
23	397,000 円 以	52,000	51,100	0	0
	上	(26,000)	(25,500)		

備考

1 この表は、月の初日に在籍する教育・保育給付認定子ども(第3条第2

18	未満	((0))	((0))	((0))	((0))
	180,000 円 以	33,000	32,400	21,200	20,800
19	上 196,000 円	(16,500)	(16,200)	(10,600)	(10,400)
	未満	((0))	((0))	((0))	((0))
20	196,000 円 以	35,600	34,900	21,600	21,200
	上 215,000 円	(17,800)	(17,400)	(10,800)	(10,600)
21	215,000 円 以	39,000	38,300	22,400	22,000
	上 250,000 円	(19,500)	(19,100)	(11,200)	(11,000)
22	250,000 円 以	45,000	44,200	24,200	23,700
	上 301,000 円	(22,500)	(22,100)	(12,100)	(11,800)
23	301,000 円 以	49,000	48,100	26,000	25,500
	上 397,000 円	(24,500)	(24,000)	(13,000)	(12,700)
	397,000 円 以	52,000	51,100	27,000	26,500
	上	(26,000)	(25,500)	(13,500)	(13,200)

備考

1 この表は、月の初日に在籍する支給認定子ども(第3条第2項に規定する支給認定保護者に係る支給認定子どもに限る。以下同じ。)に適用

項に規定する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。以下同じ。)に適用する。

- 2 この表における「3歳未満児」とは、保育が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
- 3 この表における「3歳以上児」とは、保育が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。
- 4 この表における「保育標準時間」とは、法第20条第3項の規定により認定が行われた保育必要量(備考5において同じ。)が、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)のものをいう。
- 5 この表における「保育短時間」とは、保育必要量が、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)のものをいう。
- 6 同一世帯にこの表の規定の適用となる満3歳未満保育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)を含む教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等(政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)がいる場合において、次の表の左欄に掲げる満3歳未満保育認定子どもについては、同表の右欄に掲げる額を当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額とする。

する。

- 2 この表における「3歳未満児」とは、保育が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない支給認定子どもをいう。
- 3 この表における「3歳以上児」とは、保育が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達している支給認定子どもをいう。
- 4 この表における「保育標準時間」とは、法第20条第3項の規定により認定が行われた保育必要量(備考5において同じ。)が、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)のものをいう。
- 5 この表における「保育短時間」とは、保育必要量が、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)のものをいう。
- 6 当該年度の市町村民税の所得割の額が57,700円(支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。)に該当する場合は、77,101円)以上の世帯で、同一世帯にこの表の規定の適用となる支給認定子どもを含む負担額算定基準子ども(政令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいい、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の第1学年から第3学年までに在学する子どもを除く。以下同じ。)がいる場合において、次の表の左欄に掲げる支給認定子どもについては、同表の右欄に掲げる額を当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担額とする。

ア 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうち最年長の特定被監護者等である満3歳未満保育認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表に定める額
イ 特定被監護者等が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子ども(政令第14条第1号イ及びロに規定する満3歳未満保育認定子どもに限る。)	小平市立保育園等利用者負担額表の()内の額
ウ ア及びイ以外の満3歳未満保育認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表の(())内の額

- 7 当該年度の市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯で、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等(政令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。)に該当する場合においては、備考6の表の左欄のアに掲げる満3歳未満保育認定子どもについては小平市立保育園等利用者負担額表の()内の額を、備考6の表の左欄のイに掲げる満3歳未満保育認定子どもについては小平市立保育園等利用者負担額表の(())内の額を当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額とする。
- 8 この表における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226

ア 最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(政令第14条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)である支給認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表に定める額
イ 負担額算定基準小学校就学前子ども(政令第14条第1号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)である支給認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表の()内の額
ウ ア及びイ以外の負担額算定基準子どもである支給認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表の(())内の額

- 7 当該年度の市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯で、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合においては、小平市立保育園等利用者負担額表の()内の額を当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担額とする。ただし、備考9の表の左欄に掲げる支給認定子どもについては、この限りでない。
- 8 備考7の場合におけるこの表の8の項の規定の適用については、同項中「7,100」とあり、及び「6,900」とあるのは、「6,000」とする。
- 9 当該年度の市町村民税の所得割の額が57,700円(支給認定保護者

号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

9 4月1日から8月31日までの間に行われる保育に係る利用者負担額を決定する場合において「当該年度の市町村民税」とあるのは、「前年度の市町村民税」と読み替える。

10 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

又は当該支給認定保護者同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、77,101円)未満の世帯で、同一世帯にこの表の規定の適用となる支給認定子どもを含む支給認定保護者に係る特定被監護者等(政令第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合において、次の表の左欄に掲げる支給認定子どもについては、同表の右欄に掲げる額を当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担額とする。

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外のものが1人である場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども又は支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表の()内の額
イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外のものが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども、支給認定保護者に係る特定被監護者等の	小平市立保育園等利用者負担額表の(())内の額

事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者の申請により、これらの者の前年の合計所得金額(同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が125万円以下である者に限り、同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者とする。

11 備考10に規定する場合においては、当該教育・保育給付認定保護者の申請により、当該教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の前年の合計所得金額が125万円を超える者に限り、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(これらの者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除して所得割の額を算定するものとする。

12 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者(地方税法第737条の2第1項の規

うち小学校就学前子ども以外のもの
がいる場合における負担額算定基準
小学校就学前子どもである支給認定
子ども又は負担額算定基準子ども
(最年長負担額算定基準小学校就学
前子ども及び負担額算定基準小学校
就学前子どもを除く。)である支給
認定子ども

ウ 支給認定保護者又は当該支給認定 保護者と同一の世帯に属する者が要 保護者等に該当する場合におけるア の支給認定子ども	小平市立保育園等利用者負担 額表の(())内の額
---	------------------------------

10 この表における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

定により指定都市の区域内に住所を有した者とみなされる者を含む。)であるときは、これらの者を小平市の区域内に住所を有する者とみなして所得割の額を算定するものとする。

11 4月1日から8月31日までの間に行われる保育に係る利用者負担額を決定する場合において「当該年度の市町村民税」とあるのは、「前年度の市町村民税」と読み替える。

12 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、当該支給認定保護者の申請により、これらの者の前年の合計所得金額(同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が125万円以下である者に限り、同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者とする。

13 備考12に規定する場合においては、当該支給認定保護者の申請により、当該支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者の前年の合計所得金額が125万円を超える者に限り、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(これらの者が同法第292条第1項第

11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除して所得割の額を算定するものとする。

14 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者(地方税法第737条の2第1項の規定により指定都市の区域内に住所を有した者とみなされる者を含む。)であるときは、これらの者を小平市の区域内に住所を有する者とみなして所得割の額を算定するものとする。

小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例の一部改正新旧対照表(第2条関係)

<該当条項抜粋>

新	旧
<u>別表(第3条関係)</u> <u>小平市立保育園等利用者負担額表</u> (単位:円)	<u>別表(第3条関係)</u> <u>小平市立保育園等利用者負担額表</u> (単位:円)

階層区分		利用者負担額			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4	0	0	0	0

階層区分		利用者負担額			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4	0	0	0	0

	に規定する里親で ある世帯				
2	当該年度の市町村 民税が非課税の世 帯	0	0	0	0
3	当該年度の市町村 民税が均等割の額 のみの世帯	2,500 (1,200) ((0))	2,400 (1,200) ((0))	0	0
4	当 該 年 度 の 市 町 村 民 税 の 所 得 割	35,000円未満 4,500 (2,200) ((0))	4,400 (2,200) ((0))	0	0
5	35,000円以上 48,600円未満	6,300 (3,100) ((0))	6,100 (3,000) ((0))	0	0
6	48,600円以上 57,700円未満	8,100 (4,000) ((0))	7,900 (3,900) ((0))	0	0
7	57,700円以上 65,000円未満	9,800 (4,900) ((0))	9,600 (4,800) ((0))	0	0
8	65,000円以上 77,101円未満	11,500 (5,700)	11,300 (5,600)	0	0

	に規定する里親で ある世帯				
2	当該年度の市町村 民税が非課税の世 帯	0	0	0	0
3	当該年度の市町村 民税が均等割の額 のみの世帯	6,200 (3,100) ((0))	6,000 (3,000) ((0))	0	0
4	当 該 年 度 の 市 町 村 民 税 の 所 得 割	35,000円未満 7,700 (3,900) ((0))	7,500 (3,700) ((0))	0	0
5	35,000円以上 48,600円未満	8,400 (4,200) ((0))	8,200 (4,100) ((0))	0	0
6	48,600円以上 60,000円未満	9,900 (5,000) ((0))	9,700 (4,800) ((0))	0	0
7	60,000円以上 70,000円未満	11,800 (5,900) ((0))	11,500 (5,700) ((0))	0	0
8	70,000円以上 89,000円未満	15,400 (7,700)	15,100 (7,500)	0	0

	の		<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
9	額	77,101円以上	<u>13,200</u>	<u>12,900</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	が	89,000円未満	<u>(6,600)</u>	<u>(6,400)</u>		
	右		<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
10	の	89,000円以上	<u>14,800</u>	<u>14,500</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	区	97,000円未満	<u>(7,400)</u>	<u>(7,200)</u>		
	分		<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
11	に	97,000円以上	<u>16,400</u>	<u>16,100</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	該	107,000円未	<u>(8,200)</u>	<u>(8,000)</u>		
	当	満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
12	す	107,000円以	<u>18,100</u>	<u>17,700</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	る	上119,000円	<u>(9,000)</u>	<u>(8,800)</u>		
	世	未満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
13	帯	119,000円以	<u>19,700</u>	<u>19,300</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		上131,000円	<u>(9,800)</u>	<u>(9,600)</u>		
		未満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
14		131,000円以	<u>21,300</u>	<u>20,900</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		上143,000円	<u>(10,600)</u>	<u>(10,400)</u>		
		未満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
15		143,000円以	<u>22,900</u>	<u>22,500</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		上157,000円	<u>(11,400)</u>	<u>(11,200)</u>		
		未満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		

	の		<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
9	額	89,000円以上	<u>16,600</u>	<u>16,300</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	が	97,000円未満	<u>(8,300)</u>	<u>(8,100)</u>		
	右		<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
10	の	97,000円以上	<u>17,200</u>	<u>16,900</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	区	107,000円未	<u>(8,600)</u>	<u>(8,400)</u>		
	分	満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
11	に	107,000円以	<u>18,800</u>	<u>18,400</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	該	上119,000円	<u>(9,400)</u>	<u>(9,200)</u>		
	当	未満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
12	す	119,000円以	<u>20,000</u>	<u>19,600</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	る	上131,000円	<u>(10,000)</u>	<u>(9,800)</u>		
	世	未満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
13	帯	131,000円以	<u>21,400</u>	<u>21,000</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		上143,000円	<u>(10,700)</u>	<u>(10,500)</u>		
		未満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
14		143,000円以	<u>23,000</u>	<u>22,600</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		上157,000円	<u>(11,500)</u>	<u>(11,300)</u>		
		未満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		
15		157,000円以	<u>25,000</u>	<u>24,500</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		上163,000円	<u>(12,500)</u>	<u>(12,200)</u>		
		未満	<u>((0))</u>	<u>((0))</u>		

<u>16</u>	157,000 円 以 上 163,000 円 未満	<u>24,900</u> (12,400) ((0))	<u>24,400</u> (12,200) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>17</u>	163,000 円 以 上 169,000 円 未満	<u>27,500</u> (13,700) ((0))	<u>27,000</u> (13,500) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>18</u>	169,000 円 以 上 180,000 円 未満	<u>30,000</u> (15,000) ((0))	<u>29,400</u> (14,700) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>19</u>	180,000 円 以 上 196,000 円 未満	<u>33,900</u> (16,900) ((0))	<u>33,300</u> (16,600) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>20</u>	196,000 円 以 上 215,000 円 未満	<u>37,500</u> (18,700) ((0))	<u>36,800</u> (18,400) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>21</u>	215,000 円 以 上 250,000 円 未満	<u>41,300</u> (20,600) ((0))	<u>40,500</u> (20,200) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>22</u>	250,000 円 以 上 270,000 円 未満	<u>46,000</u> (23,000) ((0))	<u>45,200</u> (22,600) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
	270,000 円 以	<u>48,000</u>	<u>47,100</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

<u>16</u>	163,000 円 以 上 169,000 円 未満	<u>28,400</u> (14,200) ((0))	<u>27,900</u> (13,900) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>17</u>	169,000 円 以 上 180,000 円 未満	<u>30,000</u> (15,000) ((0))	<u>29,400</u> (14,700) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>18</u>	180,000 円 以 上 196,000 円 未満	<u>33,000</u> (16,500) ((0))	<u>32,400</u> (16,200) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>19</u>	196,000 円 以 上 215,000 円 未満	<u>35,600</u> (17,800) ((0))	<u>34,900</u> (17,400) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>20</u>	215,000 円 以 上 250,000 円 未満	<u>39,000</u> (19,500) ((0))	<u>38,300</u> (19,100) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>21</u>	250,000 円 以 上 301,000 円 未満	<u>45,000</u> (22,500) ((0))	<u>44,200</u> (22,100) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>22</u>	301,000 円 以 上 397,000 円 未満	<u>49,000</u> (24,500) ((0))	<u>48,100</u> (24,500) ((0))	<u>0</u>	<u>0</u>
	397,000円以上	<u>52,000</u>	<u>51,100</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

23	上 301,000 円	(24,000)	(23,500)		
	未満	((0))	((0))		
24	301,000 円 以	52,000	51,100	0	0
	上 330,000 円	(26,000)	(25,500)		
	未満	((0))	((0))		
25	330,000 円 以	54,000	53,000	0	0
	上 397,000 円	(27,000)	(26,500)		
	未満	((0))	((0))		
26	397,000 円 以	57,000	56,000	0	0
	上 517,000 円	(28,500)	(28,000)		
	未満	((0))	((0))		
27	517,000 円 以	58,900	57,800	0	0
	上	(29,400)	(28,900)		
		((0))	((0))		

備考 (略)

23		(26,000)	(25,500)	
		((0))	((0))	

備考 (略)

小平市特定保育所の保育料に関する条例の一部改正新旧対照表(第3条関係) (案)

<該当条項抜粋>

新	旧
(保育料の決定等)	(保育料の決定等)

第3条 保育料は、小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例(平成26年条例第29号)別表に定める額とする。この場合において、同表(備考6及び7を 除く。)中「小平市立保育園等利用者負担額表」とあるのは「小平市特定保育所保育料金額表」と、同表階層区分の項中「利用者負担額」とあるのは「保育料」と、同表備考1中「教育・保育給付認定子ども(第3条第2項に規定する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。以下同じ。))」とあり、並びに同表備考2及び3中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「保育認定子ども」と、同表備考6及び7中 _____ 「利用者負担額」とあるのは「保育料と」と、「小平市立保育園等利用者負担額表」とあるのは「小平市特定保育所保育料金額表」と、同表備考9中「利用者負担額」とあるのは「保育料」と読み替えるものとする。

2 市長は、保育料を決定したとき、又は変更したときは、保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者に通知するものとする。

第3条 保育料は、小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例(平成26年条例第29号)別表に定める額とする。この場合において、同表(備考6、7及び9を除く。)中「小平市立保育園等利用者負担額表」とあるのは「小平市特定保育所保育料金額表」と、同表階層区分の項中「利用者負担額」とあるのは「保育料」と、同表備考1中「支給認定子ども(_____ 第3条第2項に規定する支給認定保護者 _____ に係る支給認定子どもに限る。以下同じ。))」とあり、並びに同表備考2及び3中「支給認定子ども _____ 」とあるのは「保育認定子ども」と、同表備考6、7及び9中「支給認定子ども」とあるのは「保育認定子ども」と、「利用者負担額」とあるのは「保育料と」と、「小平市立保育園等利用者負担額表」とあるのは「小平市特定保育所保育料金額表」と、同表備考11中「利用者負担額」とあるのは「保育料」と読み替えるものとする。

2 市長は、保育料を決定したとき、又は変更したときは、保育認定子どもの支給認定保護者 _____ 又は扶養義務者に通知するものとする。

小平市保育措置費徴収条例の一部改正新旧対照表(第4条関係)(案)

<該当条項抜粋>

新	旧
(費用の額の決定等)	(費用の額の決定等)
第3条 前条の規定により徴収する費用の額は、小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例(平成26年条例第29号)別表に定める額(当該額が措置	第3条 前条の規定により徴収する費用の額は、小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例(平成26年条例第29号)別表に定める額(当該額が措置

に要する費用の額(法第52条の規定により支弁をすることを要しないとされた額があるときは、当該措置に要する費用の額から当該支弁をすることを要しないとされた額を減じた額)を上回る場合には、当該措置に要する費用の額)とする。この場合において、同表(備考6及び7を除く。)中「小平市立保育園等利用者負担額表」とあるのは「小平市保育措置費用徴収金額表」と、同表階層区分の項中「利用者負担額」とあるのは「徴収金額」と、同表備考1中「教育・保育給付認定子ども(第3条第2項に規定する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。以下同じ。)」とあり、並びに同表備考2及び3中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「児童」と、同表備考4中「法」とあるのは「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」と、同表備考6中「満3歳未満保育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)」とあるのは「満3歳未満の児童(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。)」と、「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「保護者」と、「政令」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。備考7において「政令」という。)」と、「満3歳未満保育認定子どもに」とあるのは「満3歳未満の児童に」と、「利用者負担額と」とあるのは「徴収金額と」と、「である満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「である満3歳未満の児童」と、「小平市立保育園等利用者負担額表」とあるのは「小平市保育措置費用徴収金額表」と、「係る満3歳未満保育認定子ども(政令第14条第1号イ及びロに規定する

に要する費用の額(法第52条の規定により支弁をすることを要しないとされた額があるときは、当該措置に要する費用の額から当該支弁をすることを要しないとされた額を減じた額)を上回る場合には、当該措置に要する費用の額)とする。この場合において、同表(備考6、7及び9を除く。)中「小平市立保育園等利用者負担額表」とあるのは「小平市保育措置費用徴収金額表」と、同表階層区分の項中「利用者負担額」とあるのは「徴収金額」と、同表備考1中「支給認定子ども(第3条第2項に規定する支給認定保護者に係る支給認定子どもに限る。以下同じ。)」とあり、並びに同表備考2及び3中「支給認定子ども」とあるのは「児童」と、同表備考4中「法」とあるのは「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」と、同表備考6、7及び9中「支給認定保護者」とあるのは「保護者」と、「支給認定子ども」とあるのは「児童」と、
「利用者負担額と」とあるのは「徴収金額と」と、「
小平市立保育園等利用者負担額表」とあるのは「小平市保育措置費用徴収金額表」と、同表備考11

2 (略)

2 (略)

ものとする。

小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例の一部改正新旧対照表(第1条関係)

＜該当条項抜粋＞

新

(利用者負担額の決定等)

第3条 (略)

2 市長は、利用者負担額を決定したとき、又は変更したときは、当該利用者負担額に係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設に通知するものとする。

3 小平市立保育園条例(昭和38年条例第10号)に規定する保育園において保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、利用者負担額(当該教育・保育給付認定保護者が他の市町村の区域内に住所を有する場合は、当該市町村が定める額)を指定された期限までに納入しなければならない。

別表(第3条関係)

小平市立保育園等利用者負担額表

(単位：円)

階層区分	利用者負担額			
	3歳未満児		3歳以上児	
	保育標準時	保育短時間	保育標準時	保育短時間
	間		間	

旧

(利用者負担額の決定等)

第3条 (略)

2 市長は、利用者負担額を決定したとき、又は変更したときは、当該利用者負担額に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設に通知するものとする。

3 小平市立保育園条例(昭和38年条例第10号)に規定する保育園において保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者は、利用者負担額(当該支給認定保護者が他の市町村の区域内に住所を有する場合は、当該市町村が定める額)を指定された期限までに納入しなければならない。

別表(第3条関係)

小平市立保育園等利用者負担額表

(単位：円)

階層区分	利用者負担額			
	3歳未満児		3歳以上児	
	保育標準時	保育短時間	保育標準時	保育短時間
	間		間	

1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である世帯	0	0	0	0
	当該年度の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0

1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び支給認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である世帯	0	0	0	0
	当該年度の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0